

山梨県公報

号外第五十一号

平成十三年

十月十七日

水曜日

目次

条 例

山梨県理容師法施行条例の一部を改正する条例……………

山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………

山梨県学校職員給与条例等の一部を改正する条例……………

条例のあらまし

- 1 山梨県理容師法施行条例の一部を改正する条例(条例第四十号)(衛生業務課)
理容師法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第四十一号)(企業局総務課)
- 1 道路沿線休憩施設事業の一部を廃止するため、地域振興事業の規模等について所要の改正を行うこととした。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 山梨県学校職員給与条例等の一部を改正する条例(条例第四十二号)(教育庁福利給与課・高校教育課)
- 1 学校教育法の一部改正に伴い、次に掲げる関係条例中「寮母」を「寄宿舎指導員」に改めることとした。
 - (一) 山梨県学校職員給与条例
 - (二) 山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例
 - (三) 山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例
- 2 この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。

条 例

山梨県理容師法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十月十七日

山梨県知事 天 野 建

山梨県条例第四十号

山梨県理容師法施行条例の一部を改正する条例

山梨県理容師法施行条例(平成十二年山梨県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第八条第三号」を「第九条第三号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十三年十月十七日

山梨県知事 天 野 建

山梨県条例第四十一号

山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山梨県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年山梨県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

別表第三号の表道路沿線休憩施設事業の項中「及び北巨摩郡小淵沢町」を削り、「二棟」を「一棟」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県学校職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十三年十月十七日

山梨県知事 天 野 建

山梨県条例第四十二号

山梨県学校職員給与条例等の一部を改正する条例

(山梨県学校職員給与条例の一部改正)
第一条 山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「寮母及び実習助手」を「実習助手及び寄宿舎指導員」に改める。

(山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部改正)
第二条 山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「左の各号に」を「次に」に改め、同条第一号中「寮母、実習助手」を「実習助手、寄宿舎指導員」に改める。

(山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第三条 山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年山梨県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「寮母」を「寄宿舎指導員」に改める。

附則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。